

## 令和8年第4回教育委員会臨時会議事日程

### 1 日 時

令和8年3月23日（月） 午前9時30分から

### 2 場 所

島本町役場4階 議会第3・第4会議室

### 3 議 事

- 第1 会議録確認委員の決定
- 第2 第11号議案 令和8年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について
- 第3 第12号議案 業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 第4 第13号議案 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について
- 第5 第14号議案 島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について
- 第6 第15号議案 島本町社会教育委員の委嘱について
- 第7 第16号議案 島本町スポーツ推進委員の委嘱について
- 第8 第17号議案 令和8年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について
- 第9 第3号報告 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理について
- 第10 第4号報告 令和7年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果公表について
- 第11 第18号議案 事務局職員人事について



第 1 1 号議案

令和 8 年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する  
指示事項（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



令和 8 年度

---

教育・保育重点目標及び関係機関  
に対する指示事項

---

島本町教育委員会

# 目 次

はじめに .....	1
1 知・徳・体の調和と生きる力の育成 .....	3
(1) みづまるキッズプラン及びキャリア教育の推進 .....	3
(2) 確かな学力の育成 .....	6
(3) 豊かな人間性の育成 .....	10
(4) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進 .....	13
(5) 支援教育・保育の充実 .....	16
2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり .....	18
(1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 .....	18
(2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり .....	20
(3) 教職員の資質向上とサービスの徹底 .....	23
(4) 快適な教育・保育環境の整備 .....	27
3 社会教育と生涯学習の推進 .....	28
(1) 青少年健全育成の推進 .....	28
(2) 文化財保護の推進 .....	29
(3) 生涯学習活動の推進 .....	31
(4) 図書館サービスの推進 .....	32
(5) スポーツ活動の推進 .....	34

## はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が従前以上に求められることとなり、本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定した。

令和6年度には、令和3年度から取り組んできた「みづまるキッズプラン～3か年計画～」において、「みづまるキッズカリキュラム」が完成し、町立の保育所、幼稚園及び小学校1・2年生での実践を開始したことなどを踏まえ、島本町教育大綱を改正した。

### 島本町教育大綱

#### ○生きる力があふれる「みづまるキッズ」を育みます

恵まれた自然環境の中で、夢や志を持ち、力強く生きる力とともに、その礎となる「見えない学力」を育成します。その上で、自ら考え判断し、行動するとともに、一人ひとりの違いを理解し、自他を尊重する、思いやりを持った「みづまるキッズ」を育みます。

#### ○活動の源となる体力と確かな学力を培います

人のあらゆる活動の源となる体力とともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を培います。

#### ○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化、自然に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

#### ○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

#### ○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

令和6年6月1日改定

また、大阪府においても「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」（令和5年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに幼児教育・保育の「遊びや生活を通じた学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、これからの多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にした教育活動を推進していくことが重要である。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所・学童保育室が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長・室長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、今の時代に必要とされている子育て支援施策を展開していくため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三期島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき取組を進めているところであるが、保育基盤の拡充など、住民ニーズを踏まえた各種事業の更なる推進に努めていく必要がある。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和8年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

# Ⅰ 知・徳・体の調和と生きる力の育成

## (Ⅰ) みづまるキッズプラン及びキャリア教育の推進

### ① 本年度の目標

#### ア カリキュラムの取組の推進

小中学校の教員がみづまるキッズ保育・教育ビジョンに掲げる「めざす子ども像」を共有し、9年間を通じた教育課程を編成するとともに、学びの連続性と系統性を追究する指導方法の工夫・改善を図る。また、小学校低学年においては、「みづまるキッズカリキュラム」(※)を踏まえた取組を推進する。

#### イ 社会とつながる学習活動の推進

子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、体験活動等の学習や特別活動を推進する。

また、探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を収集・活用し、個別に追及したり、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めたりするなど、主体的・協働的に取り組む学習活動を推進する。

#### ウ 進路指導・キャリア教育の充実

中学1年生時より適切な進路指導・支援を行うとともに、一人一人の児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを意識しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすることを目的とし、キャリア教育を計画的に行う。また、府立高等学校の特色づくり等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、障害のある児童・生徒及び日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、早期かつ適切な情報提供に努め、必要に応じて個別の指導計画を作成し特別の教育課程に基づく指導を実施する。

#### エ 探究的な学習計画の作成

総合的な学習の時間を柱に、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、課題解決を目指すような活動の充実を図る。

#### オ 幼児期の取組の推進

町立幼稚園・保育所においては、「みづまるキッズカリキュラム」(※)に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

#### (※) みづまるキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にした学びと育ちを小学校につなぐ「アプローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつ

なく「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、1つのカリキュラムのこと。

## ② 本年度の指示事項

ア カリキュラムの取組の推進
<p>小中一貫教育推進協議会事務局が主体となり、みづまるキッズプランに係る取組を実施するとともに、みづまるキッズ保育・教育ビジョンに掲げる「めざす子ども像」及びつきたい3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。加えて、児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。</p>
イ 社会とつながる学習活動の推進
<p>主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合っ合意形成を図るような活動を充実させること。そして、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。</p> <p>また、生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図ること。</p>
ウ 進路指導・キャリア教育の充実
<p>校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。キャリア教育の実施に際しては、大阪府の「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」等を活用するとともに、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、家庭と社会や地域との連携を図りながら、主体的な社会参画力を育成すること。</p> <p>「オンライン出願システム」による出願手続き等について、本システムに係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、遺漏なく実施すること。その際、組織的な校内進路体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理を行うこと。また、日本語指導が必要な生徒に対しては、高等学校等等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明を行うこと。</p>
エ 探究的な学習計画の作成
<p>社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題等を追求・解決する活動を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、みづまるキッズ保育・教育ビジョンを踏まえた活動を取り入れること。</p>

## オ 幼児期の取組の推進

幼児期において、「みづまるキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）の育成につなげること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

#### 【みづまるキッズプランに係る主な取組】

- 島本町小中一貫教育推進協議会の開催
- 島本町小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- みづまるキッズプランに係る取組会議の開催 年間6回
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）の実施
- 研究発表会等への参加
- 島本町保幼小連携推進協議会の開催
- 授業における地域人材や府「トップアスリート小学校ふれあい事業」の活用
- 大阪府「多言語進路ガイダンス」「多文化共生フォーラム」の活用
- 文化庁主催 文化芸術鑑賞事業の活用

## (2) 確かな学力の育成

### ① 本年度の目標

ア 学力向上の取組の充実
全国学力・学習状況調査、小学生すくすくウォッチや中学生チャレンジテスト等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、学習状況の分析による課題に正対した具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
イ カリキュラム・マネジメントの充実
設定した目標の実現を目指して、学校は社会と共有・連携しながら実態を把握し、適切な教育課程を編成してカリキュラム・マネジメント（※）の充実を図る。また、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するとともに、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力の育成について、全ての教科等で取り組む。
ウ 加配教員の活用
加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。
エ 学びの環境設定
安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が守るべき基本的な学習のルールや態度を身につけられるよう努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。
オ 主体的・対話的で深い学びの実現
児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動及び自己存在感や充実感を感じられる主体的・対話的で深い学びを推進する授業づくりを行う。また、1人1台端末の活用において、学習状況の把握や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、発達段階に配慮した効果的な利活用を推進する。
カ 学校図書館の活用
小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、各教科の年間指導計画を共有し、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

## キ 英語教育の推進

保育所・幼稚園では、体験的・活動的な英語活動や多文化理解教育を実施する。

小学校では、外国語に慣れ親しませるために、聞くことを中心とし、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

中学校では、英語を用いた双方向でのコミュニケーションを充実させることを目的に、生徒の実践的・即興的なやりとりの能力を向上させる。

以上を踏まえ、子どもたちが多様な考え方に対する理解を深めたり、実社会・実生活とのつながりを考えたりするなど、探究的な学びとの関連を図る。

### (※) カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直すこと。

#### 【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

## ② 本年度の指示事項

### ア 学力向上の取組の充実

中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ（5・6年生対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校6年生・中学校3年生対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。また、目的に応じた教材・教具の活用、観察や実験、体験的な活動を取り入れるなど、授業展開を工夫すること。

### イ カリキュラム・マネジメントの充実

全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）を育成できるようなカリキュラムを作成すること。その際には、学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数をふまえて教育課程を編成するとともに、標準授業時数を上回る部分については、真に必要な時間かどうかを検討し、改善を図ること。また、情報活用能力については、大阪府教育庁作成の「大阪府情報活用能力ステップシート」「大阪府における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた1人1台端末を活用した学びの姿」等を活用し、各発達段階で育むべき情報活用能力について、共通理解を持って指導に当たること。

<p>ウ 加配教員の活用</p>
<p>個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。</p>
<p>エ 学びの環境設定</p>
<p>令和4年12月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導（※）の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。</p> <p>障害のある子どもに必要な支援は、全ての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や、自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。</p>
<p>オ 主体的・対話的で深い学びの実現</p>
<p>スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「基礎的な知識・技能の定着」「課題解決型探究学習」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。</p> <p>各学校において、ICT機器を効果的に活用するために、本町のGIGAスクール連絡会に参加する教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、文部科学省CBT（Computer Based Testingの略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（MEXCBT）上で、令和8年度全国学力・学習状況調査の中学校英語科が実施されることや、学力調査以外の場面でも、MEXCBT上において、STEPS in OSAKA（大阪府教育庁作成の英語学習ツール）の使用や、家庭等への端末の持ち帰りを推進し自学自習力の育成を図る等、積極的な活用を実施すること。生成AIの活用については、国などが示すガイドラインに基づく運用を行うとともに、児童・生徒が学習目的で利用する場合は、目的を達成する観点から効果的であるかを吟味すること。</p>
<p>カ 学校図書館の活用</p>
<p>学校図書館においては、本町独自で採用している学校図書館司書等を中心に、学校図書館を「読書センター」として環境を整えるとともに、「学習センター」や「情報センター」としての役割を果たすため、年間指導計画に基づき各教科等の学習活用を推進すること。</p> <p>児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身につけられるよう読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。</p> <p>また、町立図書館や学校支援ボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づく</p>

りを進めること。

## キ 英語教育の推進

保育所・幼稚園及び小学校では、外国人英語指導助手（A L T）を配置（保育所・幼稚園、小学校 1・2 年生で年間 10 回、小学校 3～6 年生で年間 20 回）し、ネイティブスピーカーと触れ合う経験を確保すること。

中学校では、1 人 1 台端末を活用したオンライン英会話を実施（各学年年間 6 回／1 回あたり 25 分）し、発話量の向上を図り、学んだことを活用し、英語を学習することへの意義を実感するとともに、学習への意欲を高める機会を創設すること。また、小学校の英語専科教員や中学校の英語科教員を中心に、A L T や外国人講師等と連携し、英語教育の推進に努めること。

### ※) 発達支持的生徒指導

特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等を育成することを旨とする生徒指導のこと。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（S E 事業）の活用
  - ・確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校（第二小学校、第二中学校）
- 島本町立学校支援ボランティア事業の活用
  - ・ボランティアの協力による自学自習力の育成
- 英語教育に係る加配教員の活用
  - ・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校
  - ・指導方法の工夫改善定数加配（少人数・習熟度別指導 外国語）：第一中学校、第二中学校
- 外国人英語指導助手（A L T）及びオンライン英会話の活用
- 島本町学力向上担当者会議への参加
- 島本町 G I G A スクール連絡会への参加
- 島本町学校図書館司書連絡会への参加

### (3) 豊かな人間性の育成

#### ① 本年度の目標

##### ア 学級づくりの推進

全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。

##### イ 道徳教育の充実

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。

##### ウ 人権教育の充実

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、外国籍又は外国にルーツを持つ人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、インターネット上の人権侵害も含めた様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。

##### エ 子どもを守る体制づくりの推進

いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチーム学校としての組織体制の構築を推進する。

##### オ いじめ防止の取組の推進

「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の共通理解を深めておくよう指導する。

##### カ 不登校への取組の推進

不登校児童生徒又はそれに準ずる児童生徒に対し、家庭、スクールカウンセラー等の専門家及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。

##### キ 虐待等の早期発見及び対応の推進

教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努める。

## ② 本年度の指示事項

ア 学級づくりの推進
各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。
イ 道徳教育の充実
各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。
ウ 人権教育の充実
人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や児童・生徒の変容をもとに人権教育の指導力を向上させる研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。
エ 子どもを守る体制づくりの推進
各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。
オ いじめ防止の取組の推進
いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められる信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。
カ 不登校への取組の推進
不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指すよう、校内支援ルームや大阪府の不登校支援センター・島本町教育支援センター自立支援教室パコ・民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援に努めること。

## キ 虐待等の早期発見及び対応の推進

子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、健康福祉部こども家庭課、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、児童・生徒アンケートやスクリーニングシート等を有効に活用し、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら、組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する認識を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応すること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 島本町いじめ不登校（虐待）対策連絡会の開催 定例開催
- 各校の道徳教育推進教師を中心とした「特別の教科道徳」の推進
- 島本町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 学校教育自己診断の実施
- 学期ごとのアンケートの実施  
小学校：生活アンケート 中学校：いごこちアンケート
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- 島本町教育センター連絡会への参加

## (4) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

### ① 本年度の目標

#### ア 健康教育の充実

健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育の推進に努める。

#### イ 体力づくりの推進

小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」を実施し、各校が作成したアクションプランに基づき、PDCAサイクルを意識した体力向上の取組を推進する。

#### ウ 体育活動の充実

児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。

#### エ 熱中症対策の徹底

近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。

#### オ 食育の推進

食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画(学校における食育の推進・学校給食の充実)を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。

#### カ 食物アレルギー事故防止の徹底

学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

## キ 性に関する指導の充実

性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解を一層深め、実態に応じた指導に努める。

## ② 本年度の指示事項

### ア 健康教育の充実

喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。加えて、スマートフォンやタブレット等の使用時の注意点として、長時間の近業（近い所を見る作業）に気を付けるなど、近視発症と進行を予防するための取組を充実させること。

### イ 体力づくりの推進

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。

小学校3・4年生スポーツテストについては、1人1台端末の活用により、児童の体力状況を正確に把握・分析し、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成し、今後の体力向上の取組に活用すること。

### ウ 体育活動の充実

小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピック・パラリンピアン派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。

### エ 熱中症対策の徹底

「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

オ 食育の推進
<p>健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。</p>
カ 食物アレルギー事故防止の徹底
<p>食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。</p>
キ 性に関する指導の充実
<p>性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。</p>

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町教育研究会「保健体育部」の開催 定例開催
- 「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」結果の活用
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の活用
- 危機管理マニュアルの周知徹底
- 薬物乱用防止教室の開催
- 体育授業で外部人材等の活用
- 体育指導方法の習得・研究
- 島本町教育研究会「技術・家庭科部会」の開催 定例開催
- 島本町教育研究会「健康教育部会」の開催 定例開催

## (5) 支援教育・保育の充実

### ① 本年度の目標

#### ア 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用

平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。

#### イ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。

#### ウ 支援体制の充実

島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中学校間の連携を推進することで、切れ目のない支援体制の充実を図る。

#### エ 通級指導の充実

通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教職員間の連携に努める。

#### オ 特別支援学級の充実

特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、個に応じた自立活動を取り入れる。

#### カ 支援の連携

0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

## ② 本年度の指示事項

ア 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用
各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。
イ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常の学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
ウ 支援体制の充実
島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実に努めること。
エ 通級指導の充実
通常の学級と連携し、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
オ 特別支援学級の充実
児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級における自立活動の充実を図ること。
カ 支援の連携
0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を中心に学校、幼稚園、保育所などによる縦の連携支援を強化するとともに、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び健康福祉部こども家庭課等の各関係機関による横の連携を図ること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- リーディングスタッフによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会への参加
- 保護者対象の講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議への参加（定例開催）
- 島本町教育センター連絡会への参加（月1回開催）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]

## 2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

### (1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

#### ① 本年度の目標

##### ア 機能的な学校等の運営

校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。

##### イ 学校評価の充実

小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校運営協議会を年3回開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、学校公開等を通じて学校運営協議会委員等による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。

##### ウ 地域との連携

地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織であるボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

## ② 本年度の指示事項

ア 機能的な学校等の運営
<p>社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校運営協議会及び学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。</p> <p>機能的な学校運営を進めるために、目標を明確にし、教職員の心理的安全を確保するとともに、一人ひとりの良さが発揮できるよう、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進すること。</p>
イ 学校評価の充実
<p>学校運営の改善にあたっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。</p> <p>「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会の成果と課題を整理し、その取組をさらに充実させること。</p>
ウ 地域との連携
<p>学校の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。</p>

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 学校協議会の開催（各小学校）
  - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
  - ・各学校における取組等への支援、評価
- 学校運営協議会の開催（各中学校区）
  - ・各学校における経営方針、学校運営等に対する承認
  - ・各学校における取組等への支援、評価
- 放課後学習会の実施（島本町立学校支援ボランティア事業を活用）
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施
- 学校教育自己診断の実施

## (2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

### ① 本年度の目標

ア 学校事故対応の徹底
校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。
イ 子どもの安全確保
子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。 さらに、安全ボランティアの人員確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」(※)についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
ウ 地域等との連携
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。また、令和8年4月から適用される交通反則通告制度をふまえて、交通ルールやマナーの重要性を周知し、安全教育の推進に努める。
エ 地域人材の確保
P T A・保護者会や自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
オ 民間学童保育室の取組
近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間事業者の安定した事業運営を支援し、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整える。

#### (※) ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

## ② 本年度の指示事項

ア 学校事故対応の徹底
<p>学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。</p> <p>万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、発災時の対応や学校独自の危機管理マニュアルを定期的に点検・見直し、必要に応じて改定を検討すること。また、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を整備・強化すること。</p> <p>全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるように努めること。</p> <p>各校において作成された学校安全計画に基づき、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう努めること。</p>
イ 子どもの安全確保
<p>学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。</p>
ウ 地域等との連携
<p>関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番の家」運動を地域・保護者と連携して推進すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。</p>
エ 地域人材の確保
<p>地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。</p> <p>安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。</p>
オ 民間学童保育室の取組
<p>民間学童保育室を運営する事業者が、安定した事業運営ができるよう、必要な支援を行うとともに、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。</p>

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 「島本町子ども安全マップ」の活用
- 避難訓練の実施
- 安全ボランティア及び「こども110番の家」の活用・連携
- 学校教育自己診断の実施
- 危機管理マニュアルの点検・見直し
- 民間学童保育室と公立学童保育室の連携

### (3)教職員の資質向上とサービスの徹底

#### ① 本年度の目標

##### ア 職場の環境づくり

校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を中心とした、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に学び合う環境づくりに取り組む。

また、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、働き方改革を推進する。

##### イ ICT活用の指導力向上

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力の向上を図る。

##### ウ 評価・育成システムの活用

「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。

##### エ 校外研修の還元

校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。

##### オ 服務規律の遵守

不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。

##### カ 個人情報の保護

行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。

##### キ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。

また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。

ク リスクマネジメントの徹底
組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。
ケ 子どもの自主性を尊重した部活動の取組
中学校部活動については、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」及び「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針に則り、生徒の自主的・自発的な参加を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し、生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境が整えられるよう、計画的に実施する。

## ② 本年度の指示事項

ア 職場の環境づくり
<p>校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。</p> <p>すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。</p> <p>「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の時間外勤務時間を適切に管理すること。</p>
イ ICT活用の指導力向上
<p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、本町主催のGIGAスクール連絡会を活用することや、「情報活用能力をはぐくむモデル校」の実践事例を参照すること、校内において好事例を共有することなどを通じ、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。</p>
ウ 評価・育成システムの活用
<p>「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。</p> <p>「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。</p> <p>育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導・助言に努めるとともに、評価にあたっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒または保護者による授業アンケートの結果をふまえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。</p>

<p>エ 校外研修の還元</p>
<p>教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、資料等を積極的かつ効果的に活用することで、研修の成果を還元すること。</p>
<p>オ サービス規律の遵守</p>
<p>飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職または停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職または減給とされる旨を周知すること。</p> <p>通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。</p> <p>教職員のサービス規律の確保については平素から校内での周知徹底を図るとともに、万一、教職員のサービス義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、教育委員会に報告すること。</p> <p>大阪府教育庁作成の「不祥事予防ガイドブック」、「不祥事防止に向けたワークシート集」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を用いて、全教職員に研修を実施すること。</p>
<p>カ 個人情報の保護</p>
<p>個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報の保護に関する法律や、各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例等をふまえ、適正な個人情報管理に努めること。</p> <p>学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないよう、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を活用し、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。</p>
<p>キ ハラスメントの防止</p>
<p>パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。</p> <p>児童・生徒へ指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。</p> <p>万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。</p> <p>教職員は、児童・生徒を指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやSNS等の使用、または直接2人きりで会うなど、指導</p>

<p>に関係のない私的なやりとりは行わないこと。</p>
<p>ク リスクマネジメントの徹底</p>
<p>不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例、その他の関係資料等を活用し、校内研修において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設ける等、教職員の指導監督を適切に行うこと。</p> <p>同僚性の高い職場・ストレスのない職場づくりや、教職員一人一人の意識改革・自覚と責任感の醸成、相談体制の充実等により、学校全体として不祥事防止に取り組むこと。</p>
<p>ケ 子どもの自主性を尊重した部活動の取組</p>
<p>部活動の地域展開に関わる取組として、部活動の拠点校制度や合同部活動について、生徒及び保護者への丁寧な周知を含め、適切に実施すること。また、教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。</p>

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町人権教育研究協議会の開催 定例開催
- 島本町G I G Aスクール連絡会への参加
- 大阪府評価・育成システム研修への参加
- 大阪府小・中学校10年経験者研修への参加
- 大阪府小・中学校初任者研修への参加
- 「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を活用した研修の実施
- 「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を活用した研修の実施
- 危機管理マニュアルの活用及び見直し
- 大阪府「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」を活用した研修の実施

## (4) 快適な教育・保育環境の整備

### ① 本年度の目標

#### ア 施設整備の充実

学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。

#### イ 需要に応じた適切な定員管理等

児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園等の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保に努める。

近年充足率が低減している町立第一幼稚園の運営に当たっては、需要に応じた教育・保育環境を整備することにより、利用者の利便性の向上を図る。

また、国の施策である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、実施事業者との連携のもと、円滑に開始されるよう必要な支援を行う。

### ② 本年度の指示事項

#### ア 施設整備の充実

「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。

#### イ 需要に応じた適切な定員管理等

保育所等の需要拡大に対しては、民間事業者との十分な連携を図り、待機児童の発生の抑制に努めること。

また、新たな取組となる第一幼稚園の運営方針の変更やこども誰でも通園制度の運営に当たっては、ニーズを的確に把握し、児童及び保護者が利用しやすいものとなるよう努めること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 島本町学校施設長寿命化計画に基づく工事等の実施  
（町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事・町立第二中学校体育館長寿命化改修設計）
- 町立小学校空調設備改修設計業務
- 町立中学校空調設備改修工事
- 町立第一幼稚園空調設備改修工事
- 町立幼稚園及び保育所LED化工事
- 町立第一幼稚園の機能拡充（3年保育の導入、開園時間の延長及び給食の導入）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る利用者の支給認定及び事業者への給付事業等

### 3 社会教育と生涯学習の推進

#### (1) 青少年健全育成の推進

##### ① 本年度の目標

###### ア 青少年教育の推進

青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、人権教育の視点も入れながら、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。

###### イ 青少年の非行防止の取組

地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

##### ② 本年度の指示事項

###### ア 青少年教育の推進

事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。

###### イ 青少年の非行防止の取組

関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年教育事業の開催
  - ・親子体験学習
  - ・手話教室
  - ・アート教室
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
  - ・青少年健全育成大会
  - ・夜間パトロール
  - ・青少年指導員と一緒に学ぶ研修会
- 「二十歳のつどい」の開催

## (2) 文化財保護の推進

### ① 本年度の目標

ア 文化財の保護
町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
イ 埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
ウ 埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
エ 歴史文化資料館の充実
歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。 また、歴史文化資料館の耐震化に向け事務を進めるとともに、館内の展示の更なる充実に向けて検討を進める。
オ 歴史文化資料館の貸出
歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
カ 史跡の管理
史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

### ② 本年度の指示事項

ア 文化財の保護
新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
イ 埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
ウ 埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。

エ 歴史文化資料館の充実
<p>文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。</p> <p>歴史文化資料館が登録有形文化財であることから、今後の耐震補強工事及びその後の利用が適切に行われるよう、保存活用計画の策定を行うこと。</p> <p>館内展示の更なる充実に向けて、専門家の助言を受けながら、検討を進めること。</p>
オ 歴史文化資料館の貸出
<p>歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。</p>
カ 史跡の管理
<p>史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。</p>

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
  - ・町内の文化財調査
  - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 埋蔵文化財の活用
  - ・町内発掘調査成果展の開催
- 歴史文化資料館の展示
  - ・企画展の開催（水無瀬家資料調査中間報告展など）
  - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
  - ・講演会
  - ・埋蔵文化財・古文書・民具等の文化財の関連イベント
  - ・施設利用の促進
  - ・保存活用計画の策定
  - ・専門家の助言を受け、展示方法の検討
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理
- 町ホームページ内での文化財関係の情報発信

### (3) 生涯学習活動の推進

#### ① 本年度の目標

ア 文化教室の開催
各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。
イ 生涯学習団体の支援
町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
ウ 団体の自立支援
学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

#### ② 本年度の指示事項

ア 文化教室の開催
各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
イ 生涯学習団体の支援
生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
ウ 団体の自立支援
生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各種教室等の開催
  - ・ボランティアとよむ はじめての古文書体験教室
  - ・少年少女和太鼓教室
  - ・和太鼓教室(青年の部)
  - ・和太鼓教室(一般の部)
  - ・けん玉教室
  - ・バルーンアートであそぼう！
  - ・生涯学習関係講座
  - ・生涯学習関係団体が講師となる教室
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
- 生涯学習関係団体の支援

## (4) 図書館サービスの推進

### ① 本年度の目標

ア 図書館の広報
様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書を紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
イ 図書館の魅力向上
利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
ウ 図書館の広域利用
北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
エ 不用図書の活用
寄贈図書などの有効活用について引き続き検討する。

### ② 本年度の指示事項

ア 図書館の広報
町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実を図ること。子どもに読書の楽しさを伝える、読み聞かせ「おはなし会」が長く継続できるよう、担い手の育成を図ること。また、様々な方が読書を楽しめるよう、バリアフリーの取組を進めること。
ウ 図書館の広域利用
図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
エ 不用図書の活用
寄贈図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

## 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 図書館に関する情報発信
  - ・広報やホームページ、島本町公式LINE、デジタルサイネージ等様々な媒体での事業の周知
  - ・ホームページ掲載内容の充実
- 定例的な事業の開催
  - ・おはなしかい（毎週土曜日）
  - ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
  - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）
- 年間予定の事業の開催
  - ・こどもの読書週間（おはなしかい）
  - ・夏休み・冬休み関連事業（クイズラリー等参加型事業）
  - ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
  - ・クリスマス関連事業（おはなしかい）
  - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
  - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
  - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
  - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
  - ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ
- おはなし会の担い手の育成
  - ・読み聞かせボランティア養成講座（中級編）の開催
- 読書バリアフリーの推進
  - ・点字付き絵本やLLブックなどのバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を設置
  - ・視覚障害者等が、「サピエ」会員施設・団体保有の点字図書やデージーデータ（CDなどの録音図書など）の借用・ダウンロードの利用が可能となる環境を継続
- 広域利用の推進
- リサイクルブックコーナーの常設
  - ・除籍処分した書籍等のリサイクルブックコーナーを常設

## (5) スポーツ活動の推進

### ① 本年度の目標

ア ニュースポーツの普及
ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
イ 新体育館等の整備
町立体育館及び小中学校プールについて、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
ウ スポーツ施設の維持管理
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。また、東大寺公園テニスコートについて、尺代への移転整備を進める。
エ スポーツ教室の開催
定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
オ スポーツ関係団体の支援
誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

### ② 本年度の指示事項

ア ニュースポーツの普及
ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
イ 新体育館等の整備
町立体育館等の整備にあたっては、島本町新体育館等整備基本計画に基づいて進めること。
ウ スポーツ施設の維持管理
町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。また、尺代テニスコートの整備を進めること。
エ スポーツ教室の開催
参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
オ スポーツ関係団体の支援
子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
  - ・ニュースポーツ体験教室
- 新体育館等の整備
  - ・新体育館等整備基本計画に基づき、民間事業者の募集選定を進める。
- 尺代テニスコート整備設計業務
- スポーツ施設の貸出し
  - ・町立体育館
  - ・東大寺公園テニスコート
  - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
  - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
  - ・ヨガ教室
  - ・スリータッチボール教室
  - ・ダブルタッチ教室
  - ・バドミントン教室
  - ・ジュニアテニス教室
  - ・体幹&ストレッチ教室
  - ・運動あそび教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
- スポーツ関係団体の支援
  - ・社会教育関係団体
  - ・総合型地域スポーツクラブ



第 1 2 号 議 案

業 務 量 管 理 ・ 健 康 確 保 措 置 実 施 計 画 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 ( 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号 ) 第 1 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま す 。

令 和 8 年 3 月 2 3 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛



(案)

島本町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

島本町教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	11

【実施計画における用語や表記の定義】

教職員	教育職員、事務職員
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員が、児童・生徒と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、校務運営の効率化や部活動改革、専門性を有する機関・人材等との協働等を行い、さらに働き方改革を進めることは重要である。

また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年次有給休暇取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、島本町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するものである。

### (2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の時間外在校等時間の

管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

その結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から令和6年度までは以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の推移】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	1人あたり年間平均	430.3時間	409.2時間	366.5時間
	月45時間を超える割合	34.7%	29.7%	22.2%
	月80時間を超える割合	1.7%	0.6%	0.4%
中学校	1人あたり年間平均	530.2時間	520.3時間	443.2時間
	月45時間を超える割合	46.4%	48.0%	28.0%
	月80時間を超える割合	9.3%	6.3%	2.3%

時間外在校等時間は年々減少傾向にあるものの、令和6年度では月45時間を超える割合が小学校で22.2%、中学校で28.0%となっている。複雑化・多様化する教育課題への対応などに時間を要しており、学校運営の効率化を図るために、校務分掌を体系的に見直すなど、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき実施計画を策定するものである。

## 2 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。
- ・ 教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

- ・ 令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

働き方改革を進めていく上での本町の基本姿勢は、教育職員の時間外在校等時間の実績値を活用して、分析を行い、それに基づいた取組を全町立学校向けに進めていくとともに、学校特有の事情による取組については個別に対応していくことである。

そのため、町教育委員会では、引き続き、「部活動ガイドラインの遵守」「会議・行事の精選」といった取組※について、全町立学校で徹底していくとともに、「学校長ヒアリング」といった学校特有の事情に沿った取組についても確実に進めていく。

(※) 現在の課題が解決した場合等には、再び、教育職員の在校等時間等の実績値を活用して分析を行い、それに基づいて新しい課題に対する取組を進めるサイクルをまわしていくこととする。

## (1) 学校特有の事情に沿った取組

### ① 授業の改善

- ・ 各校において引き続きICTを有効活用した授業づくりを実施する。

### ② 会議・行事の精選

- ・ 各校において引き続き調査・会議の精選を実施するとともに、町教育委員会においては、各校の好事例を共有する。

#### 【会議の精選：先行例】

- 情報共有のICT化
  - ・ 「校務支援システム」の活用
- 回数や時間の工夫改善
  - ・ 運営委員会を担当教諭の空きの授業時間中に設定
- 職員朝礼実施回数の見直し
- 職員会議における議題の精選
- 会議の進め方の工夫

#### 【行事の精選：先行例】

- 回数や時間、在り方の工夫改善
  - ・ 体育大会の半日実施、種目数減
  - ・ 文化的行事等の在り方に関して見直し
  - ・ 参観実施回数の見直し

### ③ 島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（以下「部活動ガイドライ

ン」という。）における休養日確保及び活動時間遵守の徹底

- ・ 時間外在校等時間のヒアリング結果から、週休日の部活動が時間外在校時間増加の主な原因の1つとなっていることが分かった。この事実を受け、引き続き、部活動ガイドラインで定められた休養日の確保の徹底を促進す

るとともに、活動時間の遵守についても徹底する。

〈参考〉部活動ガイドラインにおける適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
  - ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加や他校との交流や試合、コンクールへの出場等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
  - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

#### ④ 学校長ヒアリングの実施

- ・ 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が在籍する学校長に対しヒアリングを実施し、事情を聞き取り、指導等を行う。また、時間外在校等時間が1か月あたり 80 時間を超えた教育職員または2か月連続 60 時間を超えた教育職員がいる場合は、学校長は報告書を提出することとする。

#### (2) その他

給特法指針第2章第3節で教育職員の負担軽減のための措置が示されたことから、これらの中で、重点的に取り組む事項やその他の取組について記載する。

次の①は、給特法指針に掲げられている措置の内容に鑑み、教育職員の負担軽減に当たって、「業務の効率化」、「業務委託や外部人材の活用」及び「教職員間の業務分担の見直し等の検討」に関して、取り組む事項を記載している。

また、次の②では、教育職員の健康及び福祉を確保するために、町教育委員会が取り組む事項を記載している。

以下の取組を確実に実行することで、教育職員の負担を軽減するとともに、健康及び福祉を確保する。

## ① 教育職員の負担を軽減するために取り組む事項

### 【業務の見直しに関すること】

#### ア 事務職員との役割分担について

「教職員間の業務分担の見直し等の検討」について

- ・ 町教育委員会は、町立学校と連携を図りながら、事務職員が「担う」又は「参画」する職務範囲の明確化を検討するとともに、業務量の精査を行い、適切な役割分担のもと安定的に執行するための事務体制を構築する。

### 【ICT活用に関すること】

#### ア デジタル技術を活用した校務の効率化の推進

「業務の効率化」「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会が、教育職員が効果的に校務支援システムを活用し、業務に役立てられるよう、マニュアルの提供や好事例の共有を促進する。

#### イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守

「業務の効率化」「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 教育職員がICT機器等の日常的な保守に関する問い合わせをする際、町教育委員会と問合せ先であるサポートセンターとの連携を強化し、FAQの充実や効率的な対応を促進する。

### 【外部人材活用に関すること】

## ア 部活動の取組

「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会と町立中学校が連携し、町立中学校を対象とする部活動の地域展開の在り方を検討する。
- ・ 一部の部活動において拠点校方式を導入するとともに、外部指導者の配置を促進する。

## イ 支援が必要な児童・生徒や家庭への対応について

「外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会において、障害等により配慮を要する児童・生徒への支援ために、校内教育支援員、支援員、看護師等を配置する。
- ・ 各校が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、教育職員と協働した「チーム学校」による教育相談体制を構築した上で対応する。
- ・ 町教育委員会において、学校からの要望に応じて、母語で学習支援等の補助を行う海外帰国児童生徒指導協力者（通訳ボランティア）を配置する。

## ② 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

町教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 休暇をまとめてとりやすい環境の整備

- ・ 夏季及び冬季において学校閉庁日を設定し、町立学校全体で、年次有給休暇をまとめてとりやすい環境を整備する。

イ 定時退校に向けた環境の整備

- ・ 業務時間外は留守番電話対応とし、定時退校を促す。

ウ 労働安全衛生法等の規定の遵守等に関する取組

- ・ 引き続き、各校で時間外在校等時間が1か月あたり 80 時間を超えた教育職員または2か月連続 60 時間を超えかつ「疲労蓄積度チェックリスト」の判定点数が4点以上の教育職員は、原則、翌月には産業医による健康相談を受けることとする。
- ・ 引き続き、定期健康診断を全町立学校で実施するとともにその他の健康診断を対象者や希望者に実施する。
- ・ 引き続き、全町立学校の教育職員に、年度中に 1回ストレスチェックを実施する。高ストレスと判断された教育職員から申出があった場合、産業医による健康相談を行う。
- ・ 引き続き、学校産業医を配置し、教育職員の心身の健康問題に関する指導・助言を求めることができる体制と教育職員への個別保健指導ができる体制を整える。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握する。
- ・ 町教育委員会において、各校の状況を確認し、実施計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童・生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、実施計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

第 1 3 号 議 案

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 3 月 2 3 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



島本町教育委員会規則第 号

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

島本町教育委員会事務局組織に関する規則（平成9年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条保育幼稚園課の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 乳児等通園支援事業に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 第 1 3 号議案資料

### 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 提案理由

令和 8 年 4 月から制度の運用が始まる乳児等通園支援事業について、当該事業の担当課を保育幼稚園課とするため事務分掌を追加すべく、所要の改正を行うもの。

#### 2 議案の概要

乳児等通園支援事業の運用開始に伴い、事務分掌を追加するもの。

#### 3 新旧対照表

#### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正  
 する規則新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>(分掌事務)                      第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。                      教育総務課                      略                      教育推進課                      略                      保育幼稚園課                      (1)～(4) 略                      (5) 乳児等通園支援事業に関すること。                      (6)～(10) 略                      生涯学習課                      略</p>	<p>(分掌事務)                      第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。                      教育総務課                      略                      教育推進課                      略                      保育幼稚園課                      (1)～(4) 略                      (5)～(9) 略                      生涯学習課                      略</p>



第 1 4 号 議 案

島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正に  
ついて

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 3 月 2 3 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



島本町教育委員会訓令第 号

島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

島本町教育委員会事務局事務決裁規程（平成3年島本町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号から第18号までを3号ずつ繰り上げる。

第6条第2号及び第7条第1号中「50,000円」を「100,000円」に改める。

別表専決事項表2 財務に関する事項の表（10）の項中

「

ア	1件20万円以上
イ	1件5万円以上20万円未満
ウ	1件5万円未満

」

を

「

ア	1件100万円以上
イ	1件50万円以上100万円未満
ウ	1件50万円未満

」

に改め、同表（１１）の項中

「

- |   |                |
|---|----------------|
| ア | １件２０万円以上８０万円未満 |
| イ | １件５万円以上２０万円未満  |
| ウ | １件５万円未満        |

」

を

「

- |   |                  |
|---|------------------|
| ア | １件１００万円以上２００万円未満 |
| イ | １件５０万円以上１００万円未満  |
| ウ | １件５０万円未満         |

」

に改め、同表（１２）の項中

「

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ア | １件１００万円以上       |
| イ | １件５０万円以上１００万円未満 |
| ウ | １件５０万円未満        |

」

を

「

- |   |                  |
|---|------------------|
| ア | １件２００万円以上        |
| イ | １件１００万円以上２００万円未満 |
| ウ | １件１００万円未満        |

に改め、同表中（１４）の項を削り、（１５）の項を（１４）の項とし、（１６）の項を（１５）の項とし、（１７）の項を（１６）の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の島本町教育委員会事務局事務決裁規程の規定は、令和８年度以後の年度の予算の執行に係る事務の決裁について適用し、令和７年度の予算の執行に係る事務の決裁については、なお従前の例による。

## 第 1 4 号議案資料

### 島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について

#### 1 提案理由

昨今の物価上昇や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令が改正され、少額随契の基準額が引き上げられることとなったことに伴い、本町の負担行為等に係る専決区分及び補助金の交付決定に係る専決区分を見直すもの。

#### 2 議案の概要

- (1) 教育長の専決事項を見直すもの。
- (2) 学校長の専決事項について、上限額を見直すもの。
- (3) 幼稚園長及び保育所長の専決事項について、上限額を見直すもの。
- (4) 別表の財務に関する事項における部長、次長及び課長の専決事項について、支出負担行為及び支出命令の上限額を見直すもの。
- (5) 別表の財務に関する事項について補助金の交付決定に係る専決区分を見直すもの。

#### 3 新旧対照表

#### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(教育長の専決事項) 第4条 略 (1)～(6) 略  (7)～(15) 略  (学校長の専決事項) 第6条 略 (1) 略 (2) 配当予算（報償費のうち報償金、需用費のうち消耗品費、修繕料、飼料費、役務費のうち手数料、原材料費のうち工事材料費、備品購入費のうち庁用器具費、教材用備品購入費及び図書購入費並びに負担金、補助金及び交付金のうち負担金）範囲内における1件100,000円未満の物品の購入、原材料の調達、修繕等の経費の執行に關すること。 (3)～(5) 略  (幼稚園長及び保育所長の専決事項) 第7条 略 (1) 配当予算（需用費のうち消耗品費、食糧費及び修繕料、原材料費のうち工事材料費、備品購入費のうち庁用器具費及び図書購入費並びに負担金、補助金及び交付金のうち負担金）範囲内における1件100,000円未満の物品の購入、原材料の調達、修繕等の経費の執行に關すること。</p>	<p>(教育長の専決事項) 第4条 略 (1)～(6) 略 (7) 1件100,000円未満の費目流用及び予備費充当に關すること。 (8) 1件40,000円以上50,000円未満の交際費及び食糧費の支出負担行為をすること。 (9) 前号に規定するもののほか、1件800,000円以上1,000,000円未満の支出負担行為をすること。 (10)～(18) 略  (学校長の専決事項) 第6条 略 (1) 略 (2) 配当予算（報償費のうち報償金、需用費のうち消耗品費、修繕料、飼料費、役務費のうち手数料、原材料費のうち工事材料費、備品購入費のうち庁用器具費、教材用備品購入費及び図書購入費並びに負担金、補助金及び交付金のうち負担金）範囲内における1件50,000円未満の物品の購入、原材料の調達、修繕等の経費の執行に關すること。 (3)～(5) 略  (幼稚園長及び保育所長の専決事項) 第7条 略 (1) 配当予算（需用費のうち消耗品費、食糧費及び修繕料、原材料費のうち工事材料費、備品購入費のうち庁用器具費及び図書購入費並びに負担金、補助金及び交付金のうち負担金）範囲内における1件50,000円未満の物品の購入、原材料の調達、修繕等の経費の執行に關すること。</p>

改 正 案		現 行																																																											
(2)・(3) 略		(2)・(3) 略																																																											
別表 (第5条関係) 専決事項表		別表 (第5条関係) 専決事項表																																																											
1 庶務に関する事項 略		1 庶務に関する事項 略																																																											
2 財務に関する事項		2 財務に関する事項																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 人件費 (報酬) の支出負担行為を行うこと。 ア 1件100万円以上 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(11) 前号に規定するもののほか、支出負担行為 をすること。 ア 1件100万円以上200万円未満 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(12) 支出負担行為の決定に基づき、支出命令を すること。 ア 1件200万円以上 イ 1件100万円以上200万円未満 ウ 1件100万円未満</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(13) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14)～(16) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事項	部長	次長	課長	(1)～(9) 略				(10) 人件費 (報酬) の支出負担行為を行うこと。 ア 1件100万円以上 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満	○	○	○	(11) 前号に規定するもののほか、支出負担行為 をすること。 ア 1件100万円以上200万円未満 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満	○	○	○	(12) 支出負担行為の決定に基づき、支出命令を すること。 ア 1件200万円以上 イ 1件100万円以上200万円未満 ウ 1件100万円未満	○	○	○	(13) 略				(14)～(16) 略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 人件費 (報酬) の支出負担行為を行うこと。 ア 1件20万円以上 イ 1件5万円以上20万円未満 ウ 1件5万円未満</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(11) 前号に規定するもののほか、支出負担行為 をすること。 ア 1件20万円以上80万円未満 イ 1件5万円以上20万円未満 ウ 1件5万円未満</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(12) 支出負担行為の決定に基づき、支出命令を すること。 ア 1件100万円以上 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(13) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14) 補助金の交付決定を行うこと。 (15)～(17) 略</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事項	部長	次長	課長	(1)～(9) 略				(10) 人件費 (報酬) の支出負担行為を行うこと。 ア 1件20万円以上 イ 1件5万円以上20万円未満 ウ 1件5万円未満	○	○	○	(11) 前号に規定するもののほか、支出負担行為 をすること。 ア 1件20万円以上80万円未満 イ 1件5万円以上20万円未満 ウ 1件5万円未満	○	○	○	(12) 支出負担行為の決定に基づき、支出命令を すること。 ア 1件100万円以上 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満	○	○	○	(13) 略				(14) 補助金の交付決定を行うこと。 (15)～(17) 略	○		
事項	部長	次長	課長																																																										
(1)～(9) 略																																																													
(10) 人件費 (報酬) の支出負担行為を行うこと。 ア 1件100万円以上 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満	○	○	○																																																										
(11) 前号に規定するもののほか、支出負担行為 をすること。 ア 1件100万円以上200万円未満 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満	○	○	○																																																										
(12) 支出負担行為の決定に基づき、支出命令を すること。 ア 1件200万円以上 イ 1件100万円以上200万円未満 ウ 1件100万円未満	○	○	○																																																										
(13) 略																																																													
(14)～(16) 略																																																													
事項	部長	次長	課長																																																										
(1)～(9) 略																																																													
(10) 人件費 (報酬) の支出負担行為を行うこと。 ア 1件20万円以上 イ 1件5万円以上20万円未満 ウ 1件5万円未満	○	○	○																																																										
(11) 前号に規定するもののほか、支出負担行為 をすること。 ア 1件20万円以上80万円未満 イ 1件5万円以上20万円未満 ウ 1件5万円未満	○	○	○																																																										
(12) 支出負担行為の決定に基づき、支出命令を すること。 ア 1件100万円以上 イ 1件50万円以上100万円未満 ウ 1件50万円未満	○	○	○																																																										
(13) 略																																																													
(14) 補助金の交付決定を行うこと。 (15)～(17) 略	○																																																												
3 人事に関する事項 略		3 人事に関する事項 略																																																											
備考 略		備考 略																																																											

第 1 5 号 議 案

島本町社会教育委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 3 月 2 3 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



令和8・9年度島本町社会教育委員名簿（案）

（任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日）

	氏名	区分	所属
1	松原 美代賀	社会教育	島本町体育協会
2	大野 順子	学識経験	平安女学院大学
3	藪田 香織	学校教育	島本町立小中学校校長会
4	藤井 博子	社会教育	島本音楽協会
5	家島 明彦	家庭教育	島本町 PTA 連絡協議会
6	地村 昭彦	公募委員	



第 1 6 号 議 案

島本町スポーツ推進委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 3 月 2 3 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



## 島本町スポーツ推進委員名簿（案）

（任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日）

	氏名	就任年月日
1	津山 紗江里	令和3年9月1日
2	岡田 礼二郎	令和5年10月1日
3	横山 貴之	令和6年4月1日
4	アンデルセン ピーター	令和6年4月1日
5	栗栖 美帆	令和8年4月1日
6	丹羽 善紀	令和8年4月1日



第 1 7 号 議 案

令 和 8 年 度 島 本 町 い じ め 等 対 策 委 員 会 委 員 の 委 嘱 に  
つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 ( 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規  
則 第 1 号 ) 第 1 条 第 1 項 第 1 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま  
す 。

令 和 8 年 3 月 2 3 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛



令和8年度島本町いじめ等対策委員会 委員名簿（案）

	氏 名	委員の構成	職業
1	室谷 光一郎	学識経験を有する者	弁護士 (室谷総合法律事務所)
2	飯田 享子	学識経験を有する者	医師 (高槻市医師会)
3	竹原 正和	学識経験を有する者	退職校長 (元 高槻市立中学校長)
4	三浦 潤子	その他教育委員会が 必要と認める者	臨床心理士
5	大松 美輪	その他教育委員会が 必要と認める者	スクールソーシャルワーカー (大阪府教育委員会)

参考

島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年 12 月 18 日 条例第 21 号）抜粋

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表執行機関の欄に掲げる町の執行機関に同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

（組織）

第 3 条 前条の附属機関(以下「附属機関」という。)は、別表委員の定数欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

（委員の委嘱等）

第 4 条 附属機関の委員は、別表委員の構成欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

別表（第 2 条～第 4 条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町いじめ等対策委員会	町立小・中学校におけるいじめ防止等について、教育委員会及び学校の要請に基づき、次に掲げる事項について検討及び調査をし、教育委員会に意見を具申し、又は報告する。 (1) 町立小・中学校におけるいじめ等の実態を把握し、有効な対策等を検討すること。 (2) 重大事案について、調査すること。 (3) その他いじめ防止等に関すること。	5 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者

島本町いじめ等対策委員会規則（平成 26 年 3 月 31 日 島本町教育委員会規則第 3 号）抜粋

（組織）

第 2 条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとする。

2 重大事案に直接の利害関係を有する者は、委員になることができない。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### 第 3 号 報 告

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的  
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部改正の臨時代理について

標記のことについて、別紙のとおり報告いたします。

令和 8 年 3 月 2 3 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛



島本町条例第 号

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年島本町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「(同項第3号に掲げる事業を除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に

規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第7条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第8条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第10条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第14条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ（ア）中「法第19条

第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 21 条第 7 号中「及び第 3 項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第 3 項に規定する選考の方法」を加える。

第 23 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 26 条中「第 27 条の 2 第 1 項各号、」の次に「学校教育法第 1 条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 36 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同号又は同条第 2 号」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認

定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子どもの総数」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第38条第2項を次のように改める。

- 2 「特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を

行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第44条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子ども

もとに区分して定めるものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第38条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第40条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号

に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第2項及び第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」に「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「20人以上のものに限る。」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携

施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第47条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第48条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第15条第1項」に、「第27条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」を「第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職

員にあっては同法第 28 条第 2 項において準用する認定子ども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「各号」に改める。

第 52 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特別利用地域型保育の基準)」を付し、同条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第 1 項」を「第 53 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項前段中「いう。次条第 3 項」の次に「及び第 53 条第 3 項」を、「この章(」の次に「第 38 条第 3 項、第 40 条第 3 項及び」を加え、「含む。次条第 3 項」を「含む。第 53 条第 3 項」に改め、同項後段中「章」の次に「(第 44 条第 1 項を除く。)」を加え、「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 53 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む)」を「教育認定子ども

及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に改め、「第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第53条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

もに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

(島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島本町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合」を加える。

第 8 条第 1 項中「次に掲げる事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。))」を加え、同条第 7 項中「20 人以上のものに限る。))」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 2 0 条第 6 号中「利用定員」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第 2 9 条中「小規模保育事業 B 型」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を、「小規模保育事業 C 型」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

第 3 1 条第 2 項第 4 号中「第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

第 3 7 条中「第 6 条の 3 第 1 0 項」を「第 6 条の 3 第 1 0 項第 1 号」に改める。

第 5 0 条中「と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 5 0 条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等(」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 第 3 号報告資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の臨時代理について

#### 1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2 議案の概要

(1) 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業所の創設に伴い、当該事業所等に係る規定を定めるため、定義を整理するもの。

イ 満 3 歳以上限定小規模保育事業所の利用定員について定めるもの。

ウ 満 3 歳以上限定小規模保育事業所への入所に係る利用調整方法について定めるもの。

エ その他文言の整理等所要の改正を行うもの。

(2) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第 2 条関係）

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業所の創設に伴い、条例で定める基準に当該事業所についても対象とするよう改めるもの。

イ 満 3 歳以上限定小規模保育事業者における連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園の確保について規定するもの。

ウ 満 3 歳以上限定小規模保育所の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所 A 型と同様とすることを規定するもの。

エ 連携施設の確保が困難である場合における連携施設を確保しないことを認める経過措置に関し、満 3 歳以上限定小規模保育所については対象外と

- することを規定するもの。
- オ その他文言の整理等所要の改正を行うもの。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
 基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に  
 関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第 1 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。</p> <p>(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(11)の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。</p> <p>(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。</p> <p>(11)の 4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(12)～(28) 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 小規模保育事業 児童福祉法 第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12)～(28) 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就</p>

改 正 案

学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数に係り利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設設置者の教育・保育に関する理念及び基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数に係り利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 略

2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども

に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本町及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

現 行

学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数に係り利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設設置者の教育・保育に関する理念及び基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数に係り利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 略

2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本町及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>特定教育・保育の提供の記録</u>)</p> <p>第13条 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供</p> <p>(ア) 教育認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 満3歳以上保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,1</p>	<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>教育・保育の提供の記録</u>)</p> <p>第13条 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,1</p>



改 正 案	現 行
<p>第23条 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子ども  <u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども  <u>の総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳</p>	<p>第23条 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同条</p>

改 正 案	現 行
<p>以上保育認定子ども」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、<u>第14条第2項</u>中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)</u>中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>」(特別利用保育を受ける者を除く。))と、<u>同号イ(イ)</u>中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」(特別利用保育を受ける者を含む。))とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p><u>第37条</u> 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、<u>第5条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、<u>第1項</u>の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>(<u>第7条第3項及び第8条第2項</u>を除く。)の規定を適用する。この場合において、<u>第7条第2項</u>中「<u>認定子ども園又は幼稚園</u>」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「<u>教育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、<u>第14条第2項</u>中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)</u>中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>」</p>	<p><u>第2号</u>」と、<u>第14条第2項</u>中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)</u>中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」(特別利用保育を受ける者を除く。))と、<u>同号イ(イ)</u>中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」(特別利用保育を受ける者を含む。))とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p><u>第37条</u> 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、<u>第5条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、<u>第1項</u>の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>(<u>第7条第3項及び第8条第2項</u>を除く。)の規定を適用する。この場合において、<u>第7条第2項</u>中「<u>認定子ども園又は幼稚園</u>」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「<u>利用している同号</u>」とあるのは「<u>利用している同条第1号</u>又は<u>第2号</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、<u>第14条第2項</u>中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)</u>中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」</p>



改 正 案	現 行
<p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども数に超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子ども数に超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに對し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第41条 略</p>	<p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども数に超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに對し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第41条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本町及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本町及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育</p> <hr/> <p>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子ども</p>

改 正 案	現 行
<p>どもに限る。<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>9～12 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用</p>	<p>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8～11 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用</p>

改 正 案	現 行
<p>に当たつての留意事項(第40条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員の遵守)</p> <p>第49条 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、これらの規定中「特定教育・保育施設」とある</p>	<p>に当たつての留意事項(第40条第2項に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第49条 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、これらの規定中「特定教育・保育施設」とある</p>

改 正 案

のは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除外。以下この節において同じ。）について」と、第15条第1項

中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において）」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「第21条に規定する規程」とあるのは「第47条に規定する規程」と、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第18条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」

と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地

現 行

のは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において）」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「第21条に規定する規程」とあるのは「第47条に規定する規程」と、第27条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」

と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地

改 正 案

域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ）とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」と

現

行

域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項（第53条第1項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第44条第1項を除く。）において同じ）とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」と

改 正 案	現 行
<p>あるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p><u>第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第53条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども</u>  <u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>  <u>（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども</u></p>	<p>あるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第53条 特定地域型保育事業者  <u>が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>

改 正 案	現 行
<p>より定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育 給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の 規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付 認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保 育の対象となる満3歳以上保育認定子ども （特定満3歳以上保育認定子どもに限る。） に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29 条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」 とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象とな る特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定 子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く 一。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要 する費用」とする。</p>	<p>教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定に より定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育 給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の 規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付 認定保護者 」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保 育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当す る教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。） に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29 条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」 とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象とな る特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定 子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをい う。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要 する費用」とする。</p>

○島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等）をいう。以下同じ。）を利用して乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しななければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認められる地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等）をいう。以下同じ。）を利用して乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項</p> <p>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しななければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認められる地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等）をいう。以下同じ。）を利用して乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しななければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認められる地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、町長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等）をいう。以下同じ。）を利用して乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の児童について保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項</p> <p>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しななければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認められる地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、及び小規模保育事業C型</p>

改 正 案	現 行
<p>以上限定小規模保育事業を除く。)とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れられる場合に限り。次号において同じ。)</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業に関する準用)</p> <p>第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第50条において準用する第4号において同じ。)」</p>	<p>とす。</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号)の規定に基づき受け入れられる場合に限り。次号において同じ。)</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業に関する準用)</p> <p>第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第50条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確保を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。</p>	<p>50条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確保を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。</p>

第 4 号報告

令和 7 年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学  
1・2 年生）の結果公表について

標記のことについて、別紙のとおり報告いたします。

令和 8 年 3 月 23 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

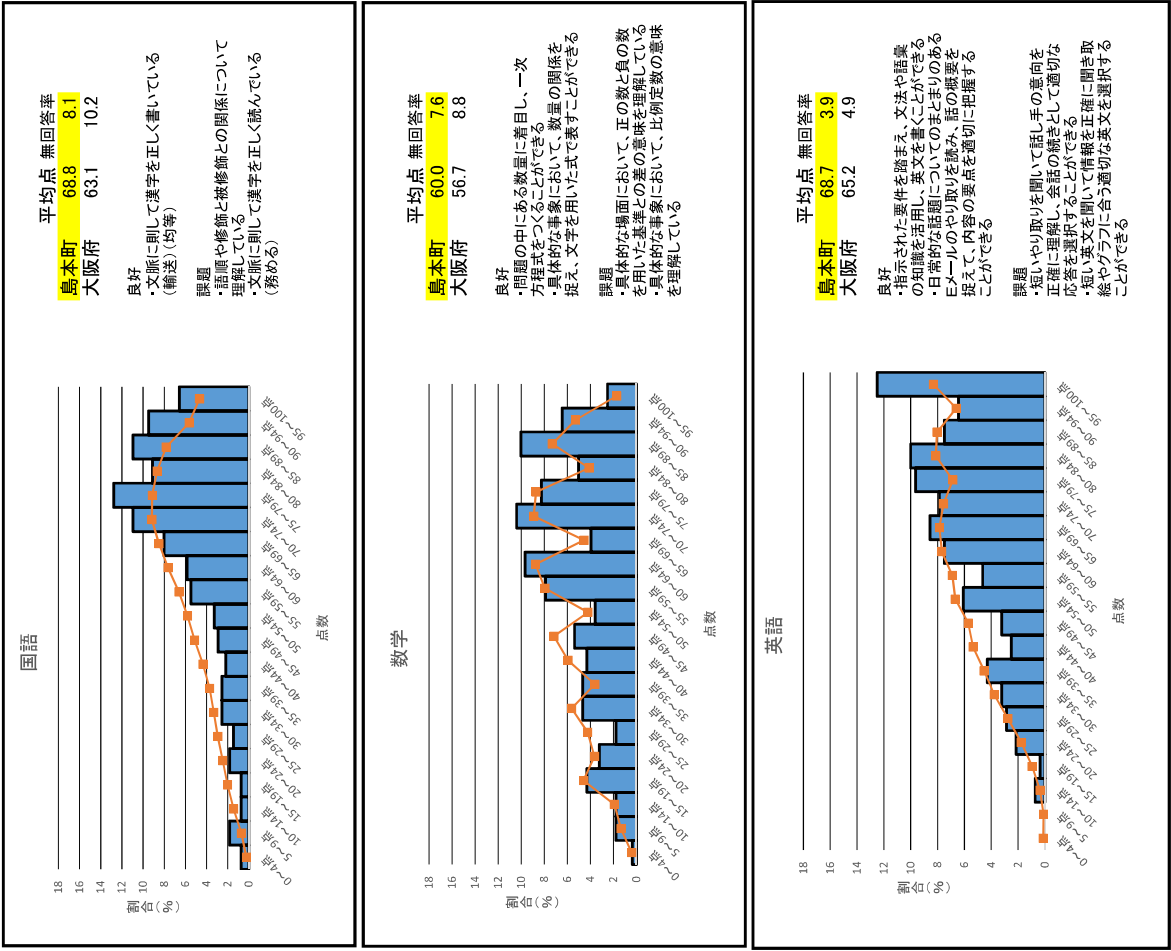


# 令和7年度大阪府中学生チャレンジテスト 中学1年生 結果概要

教育推進課

実施日時：令和8年1月14日(水)  
対象・内容：第1学年(国語・数学・英語、各教科アンケート)  
実施校数：2校(府内467校)  
実施生徒数：280人(府内56, 136人)

## 1. 点数分布及び教科別結果概要(平均点)



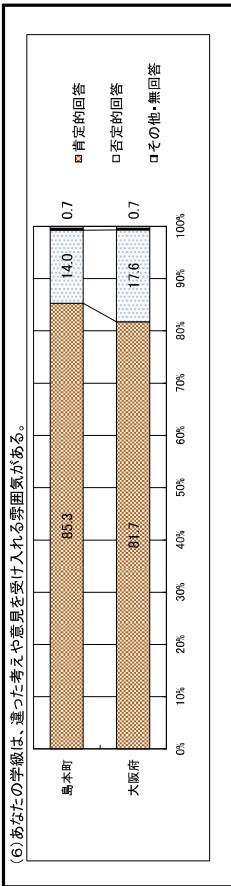
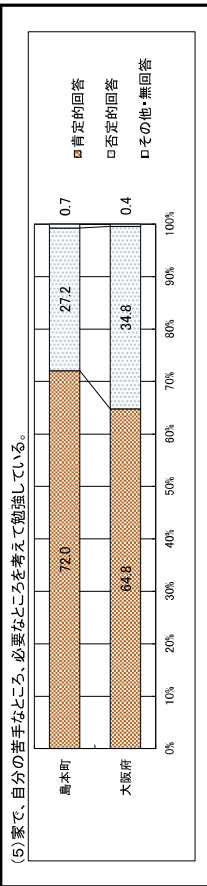
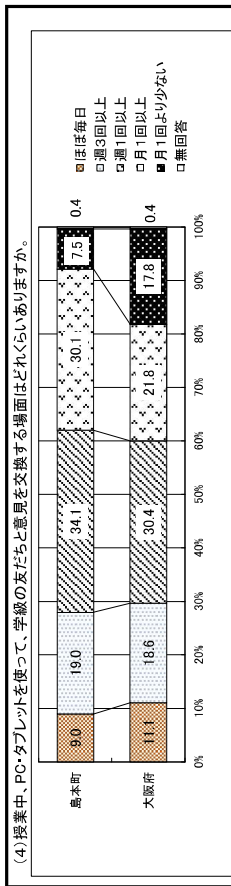
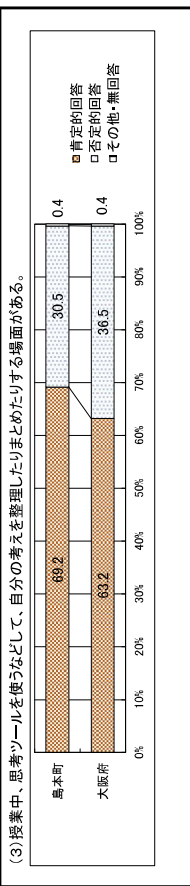
### <結果概要>

国語：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、知識及び技能の観点における、「我が国の言語文化に関する事項」に係る出題で大阪府平均との開きが小さくなった。

数学：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、学習指導要領の領域等上の「図形」領域からの出題において、大阪府平均との開きが小さくなった。

英語：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、学習指導要領の領域等上の「聞くこと」の出題において、大阪府平均との開きが小さくなった。

2. アンケート(抜粋)



＜アンケート結果について＞

○(5)については、大阪府平均と比較して肯定的回答の割合が7.3ポイント高くなっている。昨年度同学年と比較してほぼ同じ数値(昨年度71.2)であり、ここからどのよう学習習慣を定着させていくのかについて、引き続き各校での研究が必要である。また、(3)については、大阪府平均と比較して肯定的回答の割合が6ポイント高くなっている。こちらもここ数年安定した数値となっており、意思の表出を大切に授業改革が着実に進みつつある証であると考えられる。

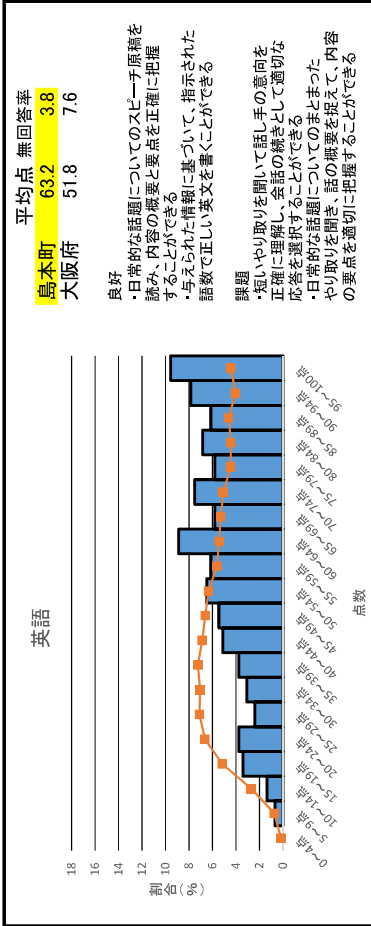
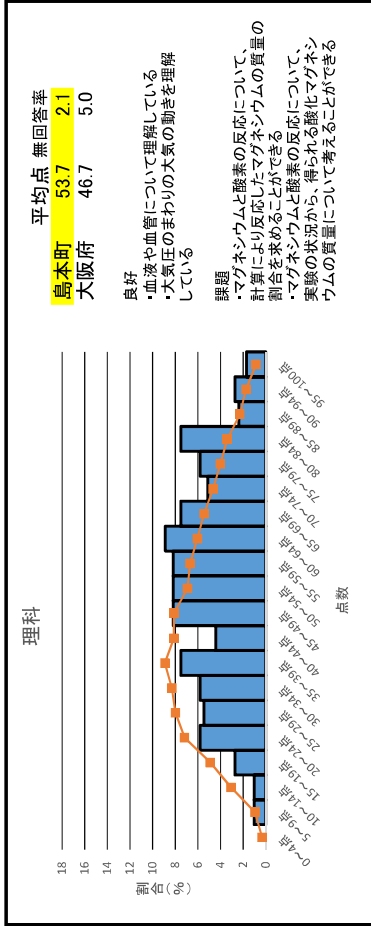
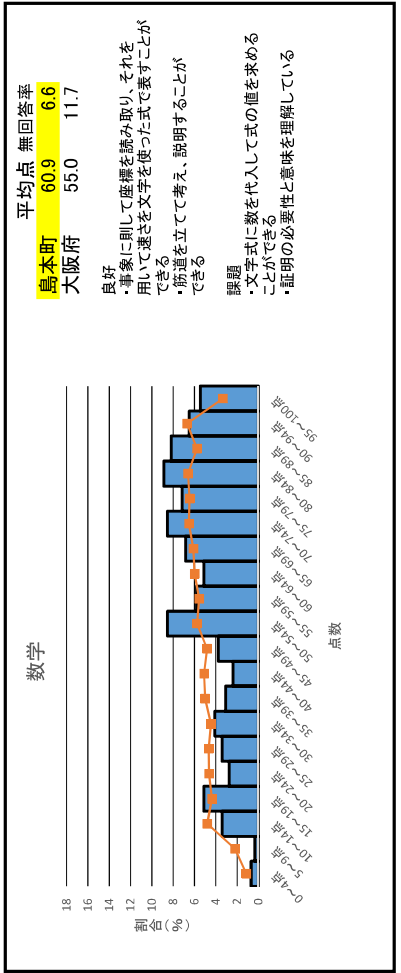
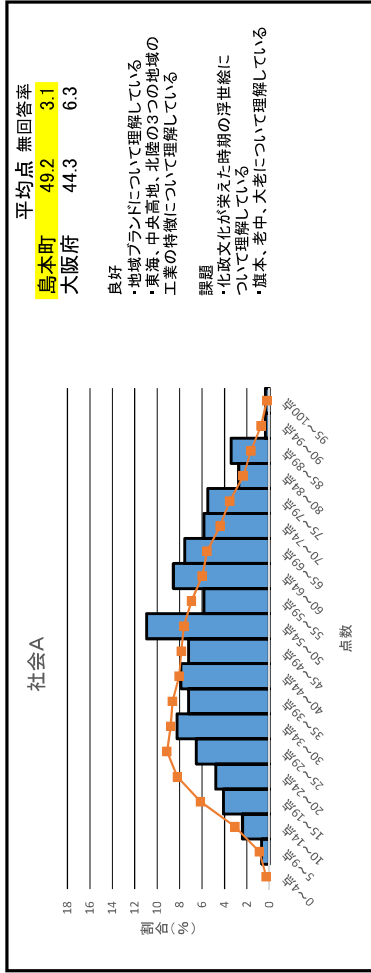
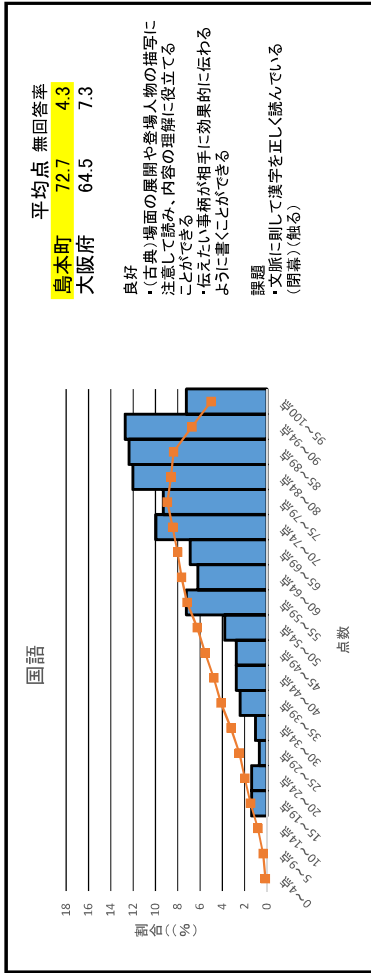
●一方で、(4)については大阪府平均と比較して、使う頻度が「ほぼ毎日」及び「週3回以上」と回答した生徒の割合が1.7ポイント低くなっている。昨年度の1年生と比較すると9.5ポイント高くなっており、こちらも各学校での地道な取り組みが実を結びつつありと分折できるが、今後は教職員がどのような意図を持ってPCやタブレットを活用させるか求められる。自らの意見を分りやすく相手に伝えることや、他者の意見を即時的に共有できること等、アナログの手法と比較したメリットを生徒と共有したうえで、教育活動を進める必要がある。

# 令和7年度大阪府中学生チャレンジテスト 中学2年生 結果概要

教育推進課

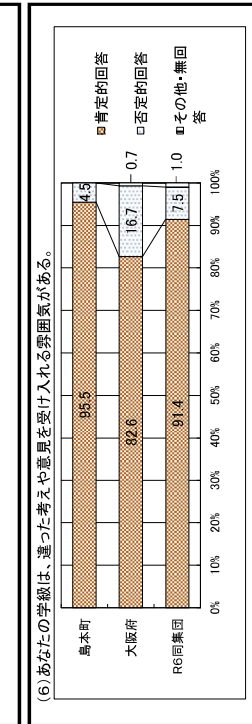
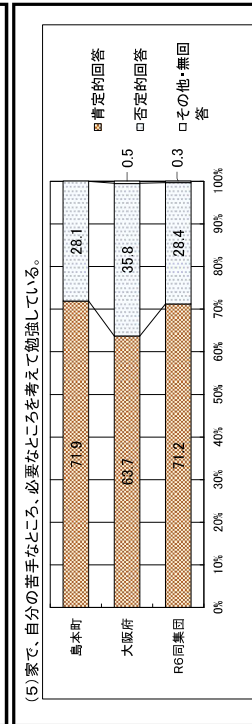
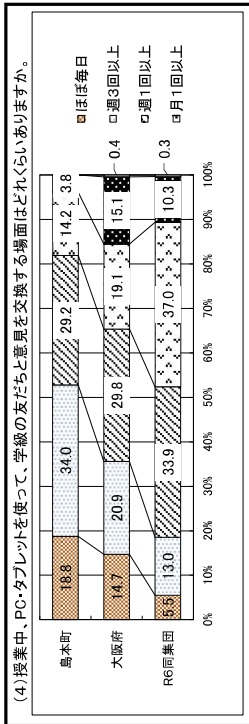
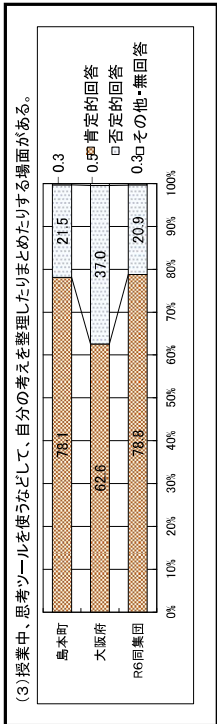
実施日時：令和8年1月14日(水)  
対象：内容：第2学年(国語・社会・数学・理科・英語、各教科アンケート)  
※社会はA問題を選択  
実施校数：2校(府内469校)  
実施生徒数：293人(府内56、174人)

## 1. 点数分布及び教科別結果概要(平均点)



＜結果概要＞  
 国語：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、知識及び技能の観点における、「言葉の特徴や使い方に関する事項」で大阪府平均との開きが小さくなった。  
 社会(本町はA問題)：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、地理的分野と歴史的分野を比較すると、歴史的分野で大阪府平均との開きが小さくなった。  
 数学：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、数と式の分野からの出題において、大阪府平均との開きが小さくなった。  
 理科：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、粒子の分野からの出題では大阪府平均との開きが小さくなった。  
 英語：問題形式では、すべての分類・区分で大阪府平均を上回る結果となったが、「聞くこと」の観点からの出題において、大阪府平均との開きが小さくなった。

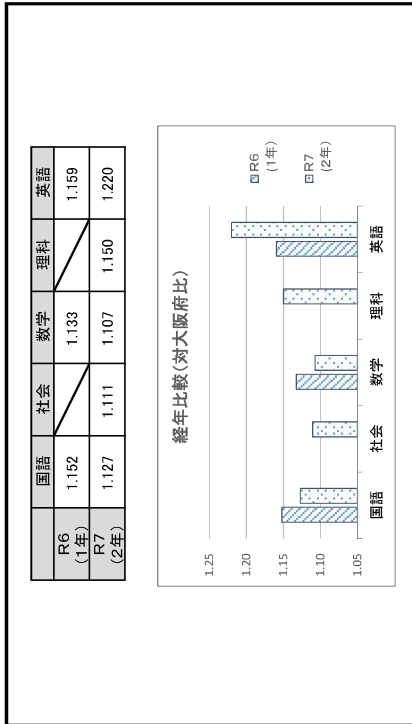
2. アンケート(抜粋)



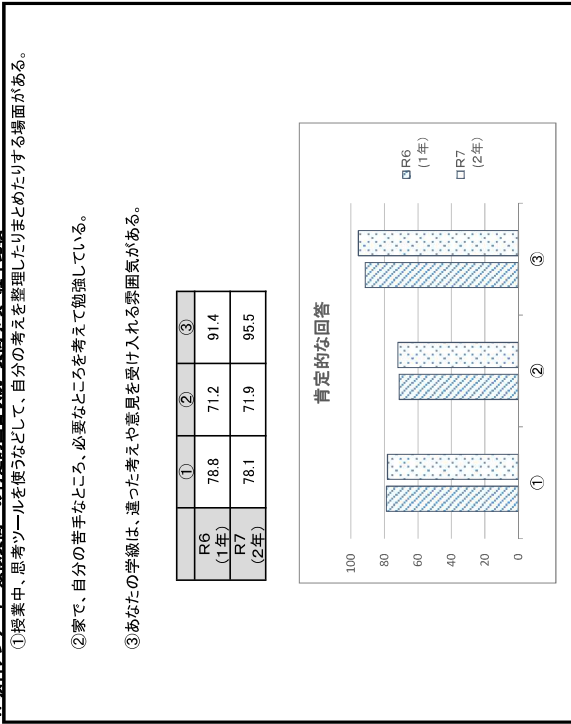
<アンケート結果について>  
 ○(4)については、使う頻度が「ほぼ毎日」及び「週3回以上」と回答した生徒の割合が、大阪府平均を17.2ポイント上回った。また、昨年度と同集団の結果と比較しても34.3ポイント上回った。加えて、(6)の設問での肯定的回答割合も、大阪府平均を12.9ポイント上回った。いかにPC・タブレットを有効に活用しているとはいえ、学級において心理的安全性が保障できなければ、真の意味で対話的な学びが実現しているとは言いがたい。今日の機器の運用に加え、今までの教室で育んできた取組についても、引き続き大事にしていかなければならない。

●一方で、昨年度に引き続き、(5)については大阪府平均と比較すると肯定的回答の割合は8.2ポイント高いものの、昨年度と同集団と比較すると肯定的回答割合が0.7ポイント上回るのみであった。自らの学習姿勢の姿勢を厳しく分析した結果かもしれないが、生徒たちはなぜこの事実を学ぶのか、学んだことが今後どのように生かせるのか等について、見通しがたきまらぬまま日々の学習に取り組んでいると分析できないだろうか。今後の授業改善においては、学習の目的と見通しを生徒と教職員間で共有して進めていくこと

3. 教科別の2か年の推移(1年次は国・数・英のみ)



4. 教科アンケート類似質問への肯定的回答状況 質問事項 経年比較



第 1 8 号 議 案

事 務 局 職 員 人 事 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 8 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま す 。

令 和 8 年 3 月 2 3 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長      横   山      寛

